

「建設業許可の手引」の一部変更について(H24. 5)

このことについて、下記のとおりです。

	新	旧
1	<p>P33 ●その他</p> <ul style="list-style-type: none">・証明書類は、～(省略)・申請の際に～(省略)・証明すべき者が～(省略) <p>・役員、資本金、商号、営業所の所在地等の登記事項の変更に係る変更届が法定期限内(変更後30日以内)であり、かつ、許可申請書と同時に提出される場合には、当該登記事項証明書正本の添付は1部でよいものとします。※一方には当該登記事項証明書の写しを添付してください。</p>	<p>P33 ●その他</p> <ul style="list-style-type: none">・証明書類は、～(省略)・申請の際に～(省略)・証明すべき者が～(省略)
2	<p>P84</p> <p>15 過去に個人事業主であった者が、法人を設立した場合で、個人事業主時の実務経験と法人設立以後の実務経験を証明する場合にあっては、個人事業主としての証明書と法人としての証明書を別葉にして、提出願います。</p>	<p>P84 (新設)</p>